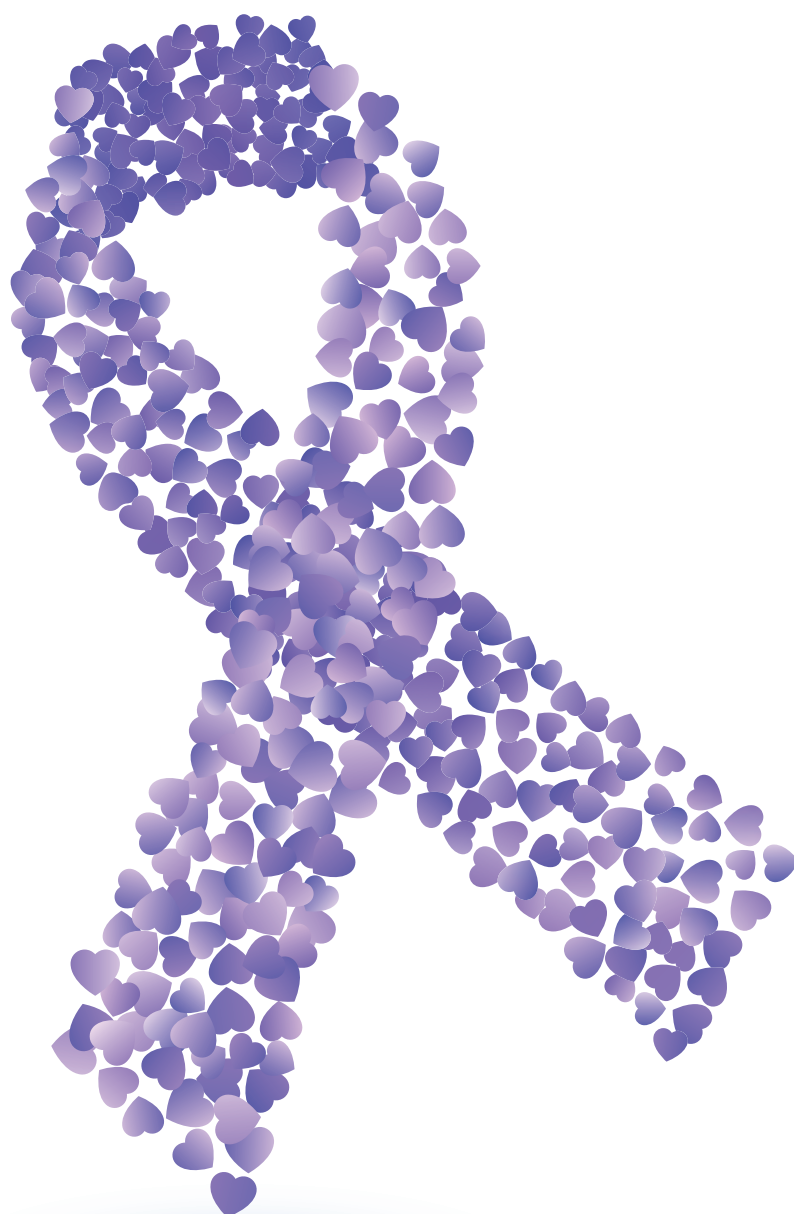


第2次

嘉麻市配偶者からの暴力の防止及び 被害者の保護等に関する基本計画 (概要版)



福岡県 嘉麻市

配偶者等からの暴力(ドメスティック・バイオレンス／DV)とは

配偶者(パートナー)や恋人等親密な関係にある、また過去に親密な関係にあった人からの暴力のことです。なぐる、蹴る等の身体的な暴力だけでなく、言葉で傷つけたり無視したりする精神的暴力、生活費などを渡さない等の経済的暴力、行動を監視したりする社会的暴力、望まない性行為を強要するなどの性的暴力などの形があります。

策定の趣旨

配偶者等からの暴力(DV)は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。

国は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(以下「DV防止法」という。)において、基本計画の策定や配偶者暴力相談支援センターの設置を市町村の努力義務としています。

嘉麻市では、平成29(2017)年度に「嘉麻市配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」を策定し、DVのないまちづくりを目指してきました。本計画は、第1次計画の成果と課題を踏まえてさらに充実するとともに、社会状況や本市のDV問題を取り巻く現状、国や県の施策をふまえて、DVのないまちづくりをめざします。

計画の位置づけ

- この計画は、「DV防止法」第2条の3第3項の規定に基づいて策定するものです。
- この計画は、「第3次嘉麻市男女共同参画社会基本計画」の基本目標「男女の人権を尊重する意識づくり」において主要課題4「あらゆる暴力の根絶」の基本的施策1として「配偶者からの暴力防止及び被害者支援のための取組み」を定めており、その具体的な施策・事業として位置づけます。

計画の期間

この計画は、令和4(2022)年度から令和8(2027)年度までの5年間の計画期間とします。

また、本計画は嘉麻市総合計画との整合性を図りながら、社会情勢の変化や関連法の改正等に対応し必要に応じて見直しを行うものとしします。

令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
計画期間				
第2次配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画				
進捗状況を適宜、把握・点検				

計画の推進体制

この計画の推進にあたっては、庁内に設置する嘉麻市DV被害者支援庁内連絡会議の機能を活かすなど、福岡県、警察、関係機関・団体等との緊密かつ幅広い連携により、DV防止に関する啓発及び被害者支援の施策を推進します。

計画の体系

この計画の推進にあたっては、市民の正しい理解を促し、DVの防止・早期発見に努めるとともに、DV被害者の安全と人権を最大限に尊重し、国・県の関係機関や民間支援団体等との緊密な連携を図りながら、相談や自立支援に向けた総合的な施策を実施します。

この計画では、「予防」「連携」「自立支援」のテーマに基づき、「暴力を容認しない社会づくり」「被害の潜在化を防ぐ」「被害者のきめ細かい対応と心身の回復と生活の安定」を3つの分野を柱として、それぞれに基本目標、基本的施策を定めます。

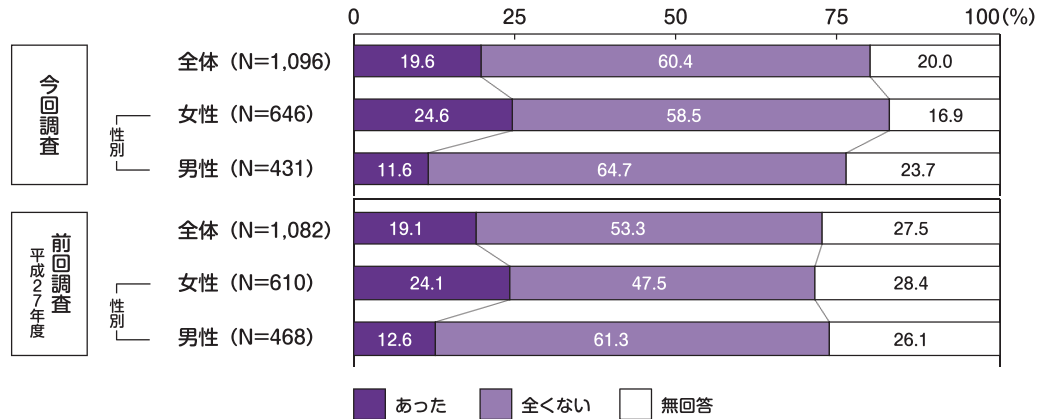
テーマ	基本目標	基本的施策
予防 ～暴力を容認しない社会づくり～	I DVの根絶に向けた啓発と被害の防止	1 人権を尊重し、暴力を容認しない意識の醸成
		2 被害の早期発見と重大な被害を防止する体制の構築
連携 ～被害の潜在化を防ぐ～	II 相談しやすい体制の充実	1 相談しやすい体制の充実
		2 外国人、障がい者、高齢者、性的少数者等への適切な対応
		3 窓口職員の研修の充実
自立支援 ～被害者へのきめ細かい対応と心身の回復と生活の安定～	III 被害者の自立のための支援	1 被害者の安全確保と心理的ケアへの配慮
		2 生活の安定に向けた各種手続の支援
		3 被害者の情報保護



嘉麻市の現状

■暴力の経験

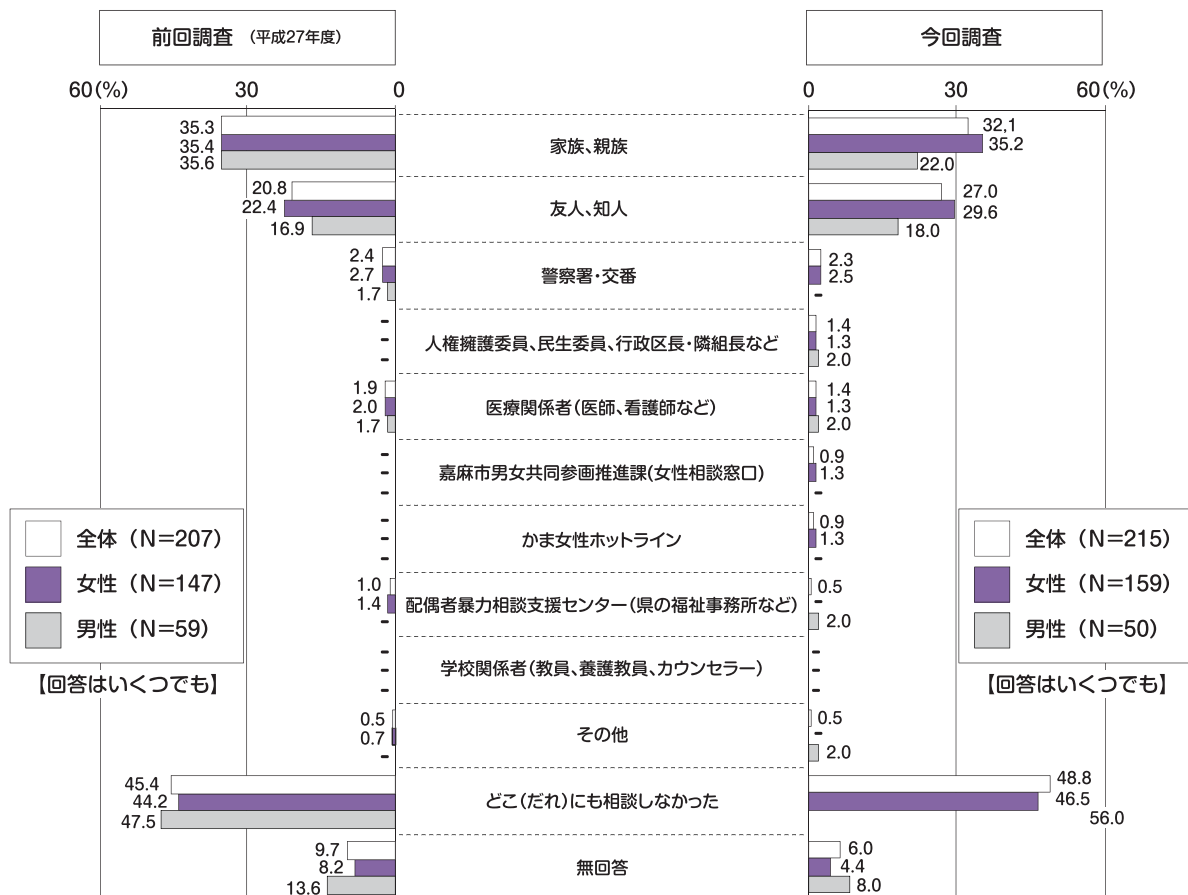
この3年間で配偶者や交際相手から暴力の被害を受けた女性は24.6%、男性は11.6%で、前回調査と比較すると、男女ともほぼ同程度の割合を占めています。嘉麻市においてもDVやデートDVの被害を受けている人が少なくない割合でいることがわかりました。



「男女共同参画社会に向けての市民意識調査」(令和2(2020)年)

■暴力を受けた後の相談先

DV被害者の相談先は、家族や友人など身近な人の割合が高く、関係機関では「警察署・交番」「医師・カウンセラー」が2%程度、行政の相談窓口である「配偶者暴力相談支援センター」「嘉麻市役所」「かま女性ホットライン」はわずかでした。しかし、前回調査に比べると相談機関に拡がりが見られ、少しずつではあるが相談機関の認知度が高まっていることがわかりました。



「男女共同参画社会に向けての市民意識調査」(令和2(2020)年)

1 人権を尊重し、暴力を容認しない意識の醸成

DVは人権侵害の問題ですが、夫婦や恋人といった私的な関係で起きるために他者が介入しにくく潜在化してしまうという特徴があります。

DVを起こさない意識を社会的に形成するためには、まず、行政や教育に携わる職員や教職員がDVやデートDVを人権の問題として理解し、DVは性的暴力や経済的暴力など多様な形で出現するという認識を持つことが必要です。また、子どもの頃からジェンダー平等や性の多様性を理解できるような人権教育を学校で推進することが重要です。大人もDVに対する理解と認識を共有できるよう市民に対する継続的な啓発を進めていきます。

デートDVについても、加害者にも被害者にもならないよう、暴力防止とジェンダー平等の問題を人権の視点で理解するデートDV防止教育を進めます。

具体的事業

- (1) DVに関する研修
- (2) 人権尊重の意識を醸成する教育の推進
- (3) DVに関する正しい理解の促進
- (4) DVが子どもに及ぼす影響についての理解の促進
(面前DVの理解促進)
- (5) 若年層に対する啓発の推進

2 被害の早期発見と重大な被害を防止する体制の構築

DVは、家庭という密室で行われるため、被害の早期発見には、家族や知人等の身近な人の存在が重要となります。DV被害者や被害者の身近にいる人に対して相談窓口の周知を高める必要があります。

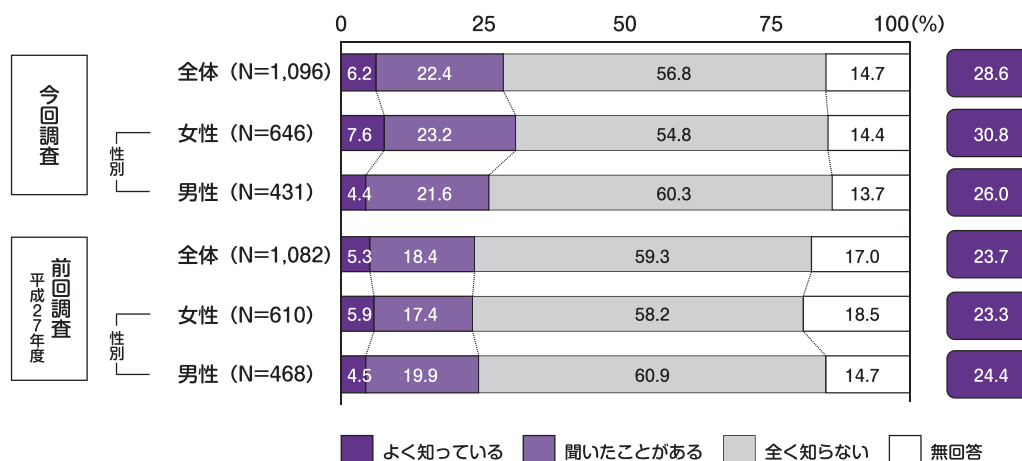
行政へのパイプ役となる民生委員・児童委員、DV被害を発見しやすい立場にある医療機関が、警察など関係機関と連携して被害を早期発見し、早期介入できるよう、体制を強化します。

加害者対策については、国の調査研究や関係団体等に関する情報を収集して発信していきます。

具体的事業

- (6) 相談窓口の周知
- (7) 被害の早期発見及び適切な対応
- (8) 加害者対策に関する情報収集及び発信

■デートDVという言葉について



■デートDV 結婚していない交際相手からふるわれる暴力。中学生、高校生など若い人の間でも起きています。

1 相談しやすい体制の充実

DV対策では、適切に対応できる専門家や相談機関、公的機関が重要な存在となります。

市では、「DV被害者支援庁内連絡会議」を開催し、DV被害者への適切な対応と支援に取り組んでいます。また、「女性相談窓口」に専門の「婦人相談員」を配置し、DV問題に対応する専門性を高めて必要な場合は同行支援も実施しています。さらに「かま女性ホットライン」による電話相談も実施しています。今後は、より被害者の立場に立った相談体制を整備するために、関係各課との連携の強化を図っていきます。

男性や性的少数者への相談についても県の相談窓口等の情報提供を行います。

具体的事業

- (9) 庁内関係部署との連携強化
- (10) DV防止連絡協議会による連携
- (11) 男性や性的少数者等への相談窓口の情報提供

2 外国人、障がい者、高齢者、性的少数者等への適切な対応

外国人や障がい者、高齢者等がDV被害を受けた場合、より困難な状況に置かれます。また、同性間におけるDV被害については、LGBTQなどの性的少数者への理解が行き届いていない相談窓口では、被害者が相談できない可能性があります。

外国人に対しては、多言語に対応したタブレットの活用や啓発カード等により対応していますが、今後は、さらにきめ細かな対策ができるよう努めていきます。高齢者や障がい者に対しては、その特性に応じた、よりきめ細かな対応ができるよう配慮するとともに、相談窓口の情報提供の充実を図っていきます。さらに一時保護、自立支援についても、同様に配慮していきます。

性的少数者のDV被害対応のために、性の多様性についての理解を進めるとともに、被害者の実情にあった支援に取り組みます。

具体的事業

- (12) 外国人からの相談に対する適切な対応
- (13) 高齢者、障がい者への適切な対応
- (14) LGBTQなどの性的少数者への適切な対応

3 窓口職員の研修の充実

DV被害者は、経済的に困窮するなど多様な生活課題を抱えています。そのため、福祉や保健、教育、住宅などの行政の窓口で相談に訪れる可能性は高く、それらの窓口から適切な支援につなぐことが重要です。

また、担当職員が不適切に対応して被害者をさらに傷つけるなどの二次被害を起こさないよう職員への意識啓発が重要です。行政の窓口は、被害者支援における重要な役割を担っているという自覚を持てるよう、関係職員に対する研修をさらに充実していきます。

具体的事業

- (15) 窓口職員の研修の充実

■LGBTQ L(レズビアン=女性同性愛者)、G(ゲイ=男性同性愛者)、B(バイセクシュアル=両性愛者)、T(トランスジェンダー=生まれたときの生物学的・社会的性別とは一致しない、またはとらわれない生き方を選ぶ人、これらのLGBT以外にもクエスチョニング(SOGIが決められない、またはあえて決めない人)など、さまざまな性的マイノリティ(性的少数者)人の総称。

■婦人相談員 「売春防止法」に基づき、都道府県又は市長から委嘱され、要保護女子の発見、相談、指導等を行う。また、「DV防止法」により配偶者からの暴力被害者の相談等と被害者の保護を行う。支援を要する女性を発見し、ソーシャルワークによる相談・支援を提供し、必要に応じて関係機関と連携を図り問題解決を行う。

1 被害者の安全確保と心理的ケアへの配慮

DV対策において、安全対策は重要な課題であり、被害者とともに被害者の家族、友人、支援者等への安全への配慮が必要です。被害者は、暴力を受けたことにより、自尊感情の低下など、精神的な課題を抱える場合もあります。また、子どもにとってDVのある家庭環境自体が心理的な児童虐待であり、子どもに対しても心理的ケアが求められます。

市では、暴力追放相談員を配置して警察との連携を図っていますが、DV被害者と支援をする立場の人たちの安全確保のために、これらの連携を強化していきます。また、被害者の心理的なケアに対応するため、相談員の専門性を高めるとともに、庁内の保健師や医療機関、児童相談所などと連携して、適切な心理的支援を実施します。

具体的事業

- (16) 被害者の安全のための警察との連携強化
- (17) 心理的ケアへの配慮
- (18) 面前DVにより影響を受けた子どもへの心理的ケアの推進

2 生活の安定に向けた各種手続の支援

DVは家庭で起きるため、被害を逃れるために家を出た場合は生活基盤を失うことになります。暴力から逃れたDV被害者が、自立して新たな生活を営むためには、住宅や生活費及び就労が確保され、安定した生活基盤を築く必要があります。

被害者の自立支援のための住宅の確保に努めます。また、DV被害者の生活再建のために庁内外で関係機関が連携できるよう、必要な社会資源を掲載した「資源マップ」を作成しています。被害者が将来に希望をもって、自立した生活を送るための社会資源に関する情報を適切に提供して行きます。

具体的事業

- (19) 住宅の確保支援
- (20) 福祉施策等に関する情報の提供

3 被害者の情報保護

DV被害者が新たな生活での安全を確保するためには、加害者による被害者の住所探索を防ぐ必要があります。また、DV被害者の各種の手続きから個人情報に加害者に知られないよう情報保護を徹底する必要があります。

市では、住民基本台帳の閲覧制限や国民健康保険の柔軟な運用など、被害者の情報の保護に努めてきましたが、今後も、情報の適切な管理を強化し、電算情報システムの運用について定期的に情報交換や共通課題の解決等を行い、職員の管理能力を高めます。職員の異動等によって、情報の管理体制が途切れることのないように関係課によるシステムの見直し等を行いながら改善していきます。

具体的事業

- (21) 被害者情報に関する適切な管理と運用



成果指標

- 1 重要な施策について、目標となる数値を「成果指標」として新たに設定します。
- 2 市が施策を推進した結果、各項目の数値がそれぞれ目標値に近づいたか、進捗管理を行い、計画の実効性を高めます。
- 3 令和4(2022)年度から令和8(2026)年度(目標年度)までの5年間です。

1. DV被害者で「どこ(だれ)かに相談した」人の割合

令和2(2020)年の市民意識調査によると、DV被害者で「どこ(だれ)にも相談しなかった」と「無回答」を除いた「どこ(だれ)かに相談した」割合は、全体で45.2%でした。

啓発活動を推進することで

75%を目指します

2. デートDVに対する認知度

令和2(2020)年の市民意識調査によると、「デートDV」の認知度は、全体で28.6%でした。

講座を積極的に開催したり啓発活動を推進することで

50%を目指します

3. 第2次嘉麻市配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」の認知度

令和2(2020)年の市民意識調査によると、「嘉麻市配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画」の認知度は、全体で24.0%でした。

啓発活動を推進することで

50%を目指します



発行／嘉麻市 男女共同参画推進課

〒820-0502 福岡県嘉麻市上臼井446番地1(碓井支所)

電話(0948)62-5714 FAX(0948)62-5692

E-mail danjo@city.kama.lg.jp